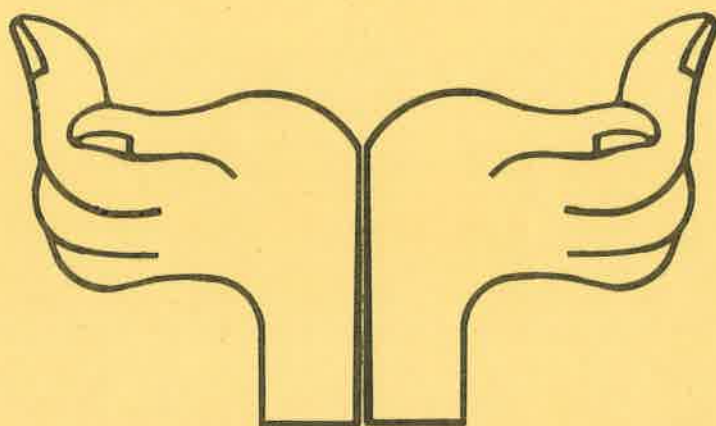


民闘連

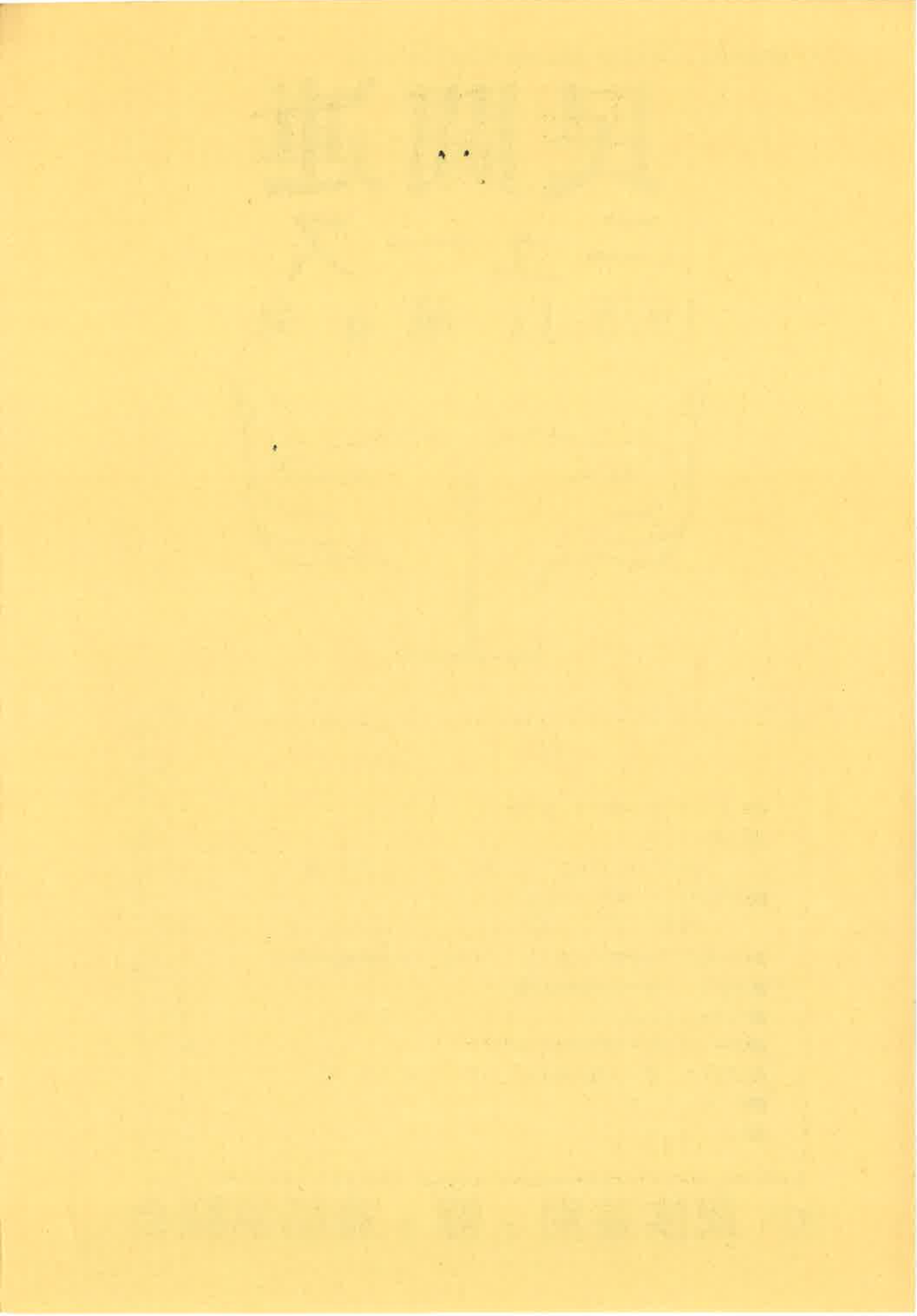
ニュース

1975.11 第6号



目 次

■本名問題の取り組み—人間性回復の手だてとして—	1
■現場からの声	
羽根をもがれた鳥にしない為に 木村 健	4
■連載論壇・在日朝鮮人の解放に向けて(1)	
大阪での「集会」に参加して 崔 勝 久	6
■在日韓国人は就職できません!—電電公社近畿就職応募拒否	8
■労働省、労研糾弾交渉経過報告	9
■竹村論文を批判する 金 成 元	16
■孫振斗さんを大村収容所から出そう	18
■民族差別と闘う各地の運動から—東北・関東・中部・関西—	18
■資 料 案 内	24
■訂正とおわび	12



本名問題の取り組み

— 人間性の回復の手だてとして —

「韓国人の名前を日本流に読むのは人権侵害である。」として、在日大韓基督教小倉教会の崔昌華（チョエ・チャンホ）牧師がNHKを相手どり訴訟を起した。日帝時代、崔牧師は創氏改名によって高山昌華（タカヤマ・シヨウカ）を名のらされた屈辱を経験している。今日、日本社会によって「サイ・シヨウカ」と呼ばれる時、日帝時代の朝鮮人差別の体質が依然として存在しているという崔牧師の主張は力強いものがある。しかし、この力強さは一世のもつ強さと言えるのではないだろうか。在日韓国人二世・三世のほとんどは、同化され抑圧されていて、自分の本名を知らない者すらいるのが現状である。崔牧師のように韓国人だから韓国式の発音で読むべきであるという、明確な主体性を持ちえていない。

ここに、民族の主体性を奪われた在日韓国人が、人間らしく生きていく上で、民族性をとり戻していく闘いの中で本名を名のっているという運動があることを紹介し、本名を名のることの意味を再度問いたい。

現在、大阪と川崎において本名問題との取り組みがなされている。両者は、類似点と相異点を持っている。私たちは、これを比較検討し、差別社会を克服する為の本名問題について考えたい。

◎大阪における取り組み

■ 日本人教師たちによる本名問題の取り組み

大阪の場合、民闘連ニユース第4・5合併号の分科会報告にもあるように、部落解放教育を進める中で在日朝鮮人問題が見えてきた教師たちが「公立学校在籍する在日朝鮮人

子弟の教育を考える会」や「大阪市外国人教育研究協議会」等を組織し、公立学校在籍する在日朝鮮人子弟の教育の問題に取り組み始めた。大阪における取り組みは、単に在日朝鮮人子弟に民族的な自覚と誇りを育てるということだけでなく、同時に教師の意識変革や日本人生徒を差別をしない、許さない子供にすることで、自らの解放を指向するような教育を大きな柱としている。

在日朝鮮人児童教育を進める上で、教師たちは、本名を呼び、名のことをその基本とした。本名を名のり、呼ばれる状態こそあたりまえであり、現に日本名を使用している状況は、歴史的な民族差別の集積であるから、これを黙過することは、自から同化政策に手をかしていることになるということで、日本人教師が克服しなければならない課題として本名問題に取り組み始めた。

日常的な個々の場で本名を名のり、呼ぶ取り組みの中で、遂には大阪市教育委員会に、指導要録に本名を記載し、母国語にちかいフリガナをつけるよう通達を出させるまで至った。

勿論、本名を使用するにあたって、在日朝鮮人生徒や父兄の間に、とまどいや反発が生れたが、それをやりきっていくことによって民族教育に対する関心も増していき、在日朝鮮人父兄による保護者会を結成するまでに至る学校もでてきている。

最近では、西成・失田・東淀川地区において地域ぐるみで本名を名のる運動が進められている。このことは、日本名でしか生活できない日本社会の根深い差別構造が厳然としてある以上、単に名前の問題だけを取り上げるのではなく、差別を許し作り出している現状を

地域から変革していこうとするものとして注目されている。

■韓国人による本名問題のとりくみ

韓国人の手による本名問題のとりくみは、日本人によるとりくみに比べて少ない。その中で、公立小学校での課外授業として民族学級を設け、在日韓国人教師による民族教育がなされてきた。しかし、人材の不足や学校での待遇の低さ、課外授業である為の負担等から減少し、今日では数校しか民族学級が残っていない。こういった中で、北鶴橋小学校で約20年間民族学級をうけもっている金容海（キム・ヨンヘ）先生のとりくみは、そのとりくみの長さから見ても特筆すべきである。

北鶴橋小学校では4年生から民族学級に入るが、幼稚園から小学校3年までの間に、いろんな差別状況によって幼い在日朝鮮人児童をして自分を日本人のように見せようとする現実と、金先生はぶつかる。民族学級に入れば自分が朝鮮人であるのがばれるとか、課外授業だから遊べないのていやだとかいう生徒たちを前に、金先生は差別を克服し、民族的な誇りを持ちうる人間になるための基本的な問題として本名問題ととりくみ、そのとりくみによって、同校では、3年生までは本名を名のる生徒が半数を大きく割るのに対し、4年生からは80%以上の生徒、また卒業時はほぼ全員が本名を名のるまでに至っている。

このような民族学級のとりくみが呼び水となって、日本人教師のとりくみが行なわれるようになったと言えるかもしれない。

その他のとりくみとしては、関西韓国YMCAが73年の設立以来、地域の同胞青少年に韓国語や韓国料理等を教える活動を通じて民族教育ととりくんでいる。また、冬季スキー講習や夏季キャンプには100名もの同胞を集めて、交わりの中で本名問題を始め、在日同胞の問題について考える機会としている。

また、在日韓国基督教教会館（KCC）のメンバーや教会青年・日本人有志らで構成されている地域研（民闘連ニユース1号・2号参

照）も、住民集会等で本名問題（特に子供たちの学校での）について話しあうなどしている。

◎川崎におけるとりくみ

■青丘社桜本保育園のとりくみ

桜本保育園は、在日大韓基督教川崎教会が社会参与の業として1969年に開園したものである。当初は、在日韓国人子弟が日本名で入園しても、何の疑問もなく始められた。しかし、70年になると、それまで日本名を使っていた保母が、いろいろな心の葛藤を経て本名を使う事を決心したのをきっかけに、園として本名問題にとりくみ始め、民族保育をめざすようになった。その後今日に至るまで、さまざまな迂余曲折を経て、昨年度から在日韓国人子弟だけの民族学級を設け、本名問題を解決していきながら、より内容のある民族保育を模索している。

桜本保育園の保母たちは、園児が卒園した後も、民族性を保ち本名を使っていけるようにと、卒園児たちが入学することになる桜本小学校の先生たちに、子供たちが本名を使っていくことの必要性を訴えていった。しかし小学校や社会の差別構造の中で、せっかく保育園で実践してきた民族保育の基盤が失われていく現状が生れてきて、それととりくまざるをえなくなってきた。そして、それにとりくむものとして、卒園児や在園児の母親の中から、本名を名のるべきであるとめざめた母親が生れ、「子供を見守るオモニの会」を作り、家庭での民族教育のあり方を考えていくようになった。この「オモニの会」も保母たち地道な実践の基盤があってはじめて生れて来たものである。

■川崎、在日同胞の人権を守る会のとりくみ

日立闘争を契機として生れた「人権を守る会」は、川崎における行政闘争が勝利はしたものの、目標としていた行政闘争を通して地域同胞を組織化することが、十分なされなかったという反省のもとに、教育の問題に目を

向けていった。桜本保育園の卒園生にも継続して子供を見守っていけるように、保育園と協力して桜本学園が作られた。一種の塾形式であるが、学校で習う教科だけを教えるのではなく、民族的なものを吸収できるようなカリキュラムを作り、進めている。このことによって、子供たちが卒園した後も本名問題を始めとする民族教育を保障しうる場ができたわけである。

また、地域の子供たちを、夏休み等を利用して子供会活動を行い、民話・歴史・韓国語を教えたり、いっしょに遊んだりする中で、お互いに本名を呼びあっていた。

そして、日立闘争を通して「在日朝鮮人問題」を自らの問題として取り組むようになった「神奈川朝問研」等の日本人グループと協力して、地域を知り、地域から学ぶために、地域の歴史の発掘・調査を共同ではじめるようになった。今年の夏休み子供会は、「人権を守る会」と「神奈川朝問研」と協力してもつようになった。

また、7月27日に結成された「関東民闘連」の運動の大きな柱として、この共同地域調査が据えられるようになった。

◎克服すべきこと

大阪と川崎のとりくみは共通するものがあるが、それぞれ特徴をもっている。大阪の場合、長年の民族学級のとりくみや解放教育を基盤として在日朝鮮人教育の問題にめざめた日本人教師が、学校教育のあり方を問う中で教育行政をも動かしていくという幅広いとりくみをしている。そして、その実践を通して韓国グループと民族教育を共同して担える場を作っている。今年の夏休みに、中川小学校のキャンプを地域研のメンバーといっしょにもったのもその一例である。

また、川崎の場合、桜本保育園という具体的な在日韓国人の実践によってその中でさまざまな試行錯誤を通して在日韓国人の必要性の中から本名問題を始めとする民族教育が進められていった。そして、その実践の中から

「桜本学園」「子供を見守るオモニの会」という在日韓国人によるとりくみが生まれてきたし、日本人との共通の場を提示しうるようになり、ひいては関東民闘連の運動の大きな柱となっていったのである。

大阪のとりくみに対して、在日韓国人の必要性から生れたものではなく、日本人の解放教育の一つとして生れたものであり、運動によって在日韓国人も教職につけるようになったのも、在日韓国人によって、その必要性から勝ち取ったものではない。だから運動が在日韓国人の教育を問題としながらも、それが肝心の韓国人を意識化するものではなく、日本人を意識化するものになっている。のみならずそのことが韓国人側の運動を疎外し、さまたげるものになっているという批判も一部の人から聞く。

また、川崎のとりくみは、全体の韓国人から見るとごく一部の人が対象であり、保育園で身につけた民族性も学校に入るに従って失われていくという問題も生れてきている。

今、現在にあっても、在日韓国人が民族性を奪われ、非人間化させられている現状を見ると、これらの批判や問題点は無関連のものとは思われない。これは崔牧師が裁判によって提起した問題以上に克服しなければならない課題である。

(K・S)

◎資料紹介

■本名は民族の誇り ― 金容海著

おおぞら書房刊 750円

■人名仮名表記字典 ― 金東勲監修

人名仮名表記字典刊行会刊 1,500円

■はるかなる波濤

兵庫解放教育研究会編 480円

■**고개** (コゲ) 第2集

在日大韓基督教女伝道会全国連合会刊

■民族運動としての地域活動をめざして

川崎在日同胞の人権を守る会刊 200円

現場からの声

羽根をもがれた 鳥にしない為に

木村 健

一序一

私は桜本学園で教師という大それたものになってから6ヶ月が過ぎようとしている。正直言って何も見えてこない。これは、あたりまえなのであるが、今のこのみえない現実を客観的に語ることすらできないのである。

子供たちの生きている状況を知ることすら出来ない。理想だけが先行し、やっていることは、学校の補充でしかありえず、それも充分であるとは言えない。

学園で見せる子供達の顔と家庭で見せる子供達の顔の違い、その子供達の背負っている重さに、家庭訪問に行った3年教師4人とも沈黙してしまった。新たに自分たちの責務を感じつつ、遅々たる全ての進行に焦躁しつつ年が明けようとしているのである。

— 1 —

私は、子供たちに算数「国語」などを教えつつ、ふと考えこんでしまうのである。確かに子供たちが基礎学力をつけることも大切であろう。学力不足の為に学校に行くのが嫌になり仲間からはみだす子を出さないことも重要である。しかし、計算一つにしても、以前よりは出来るようになった。でもどの子も文章題になるとまったく出来ない現状、それは私なりの考えではあるが、与えられたものは

出来るが、自分で読んで判断し解くことは出来ないからなのではないか。今の学校自体がそんな子供しか作らず、与えられたものだけやっていたらよく、自分達で主体的に創造・判断することを必要としないし、社会がそういう子供を要求しあえて作りあげているのではないかという疑問である。

ここで、学校や社会を批判しても始まらないが、桜本学園が一般の学習塾と性格を異にすることを語る時、我々教師一人一人も一度、教育とは何かを改めて考える必要性（それは現状に即してであるが）を感じるのである。教育とは、単に社会に順応する子供を育てるためのものでなく、また権力の主義主張を教える道具でもない。それを解りながら、私たちは知らず知らず狼を羊にしてしまっている。一般的に言う良い子は無意識のうちにも求めているのではないだろうか。子供たちの背負っているものが重ければ重いほど、あきらめるのではなく、現状を認識し、判断し、立ち向かい乗り越えていく子供にしていかなければならないと思う。社会・学校・父や母そういう周囲から与えられた価値や生き方ではない。自分の目、自分の頭で判断し、自分の手足で作り出した人生を生きさせたいのである。私自身いわゆる受身的な教育しか受けてこなかったし、またそういう生き方しかしてこなかった。その私が子供達にそういう理想を夢見る時、私自身子供達と一緒に自分の生き方を含めて考えていかなければならない。現実には、子供たちから学ぶことのほうが多いのである。

— 2 —

学園に来なくなった子供の家を訪ねた時、真暗な部屋にテレビだけが青白い光を発していた。そのテレビの前に弟と二人だけで座っているその子供を見た時、私自身どう言っているのか解らなかった。両親とも夜遅くまで働きに出て、残された子供達がテレビを観る以外、何もする暇のないのは、あたりまえである。学園で先生面（づら）をして教えて、帰っても親のいない子供たちに勉強でもしな

さいとでも言うのであろうか。子供達の主体性云々を言う前に、その子供達の現状をもっと認識し、大言壮語するからには、そういう生活領域まで、足を踏み入れなければならないのではないかと痛切に感じるのである。

今、小学三年生、生徒16名（在日朝鮮人子弟9名、日本人子弟7名）教師5名（朝鮮人教師1名、日本人教師4名）と日本人教師が片寄りすぎているが大世帯となった。そして、家庭訪問以降毎週3年生教師会を開き子供達の文集づくり、クリスマス会の劇の脚本作り、童話創作、etcを計画実行している。私達教師自身、家庭訪問以降、親達とのつながりを深めつつ、子供達の現状を知っていくなかで、子供達に取り組む姿勢を新たにし、再出発しようとしている。

—3—

本当は、この文章に民族教育に携わる日本人として何か書かねばならなかったのであろうが、日本人教師が増えたこともあって、李省展先生や、他の朝鮮人教師から学ぶ段階であり、何か民族教育なのか、まだつかめない状態にある。日本人になりきろうとする子供達に朝鮮人としての自覚をもたす為にあって居直りつつ本名を名乗らしてはいるものの、子供達が学校から帰る途中、友人に朝鮮名を

聞かれたくないが為に私を避けようとするのを見る時、現実の壁の厚さを感じせずにはいられない。やはり、学校のなかでも本名を名乗ることのできる状況を作り出していくことを、——それには学校や先生との関係、親との話し合い、子供達の自覚の問題など色々な障害を抱えているが——まず最初の我々の目標としていかなければならないと思うのである。私自身、日本人になりきろうとする子供を目の前にする時、自分達日本人とはいったい何なのか、朝鮮人として生きるとは何なのかと、わからないまでも考えようとするなかで、徴々たる変り方であるが以前と自分自身の生き方が変わりつつあることに秘かに喜びを感じている。

長々と、とりとめもないことを書いてきたが、最後に文東煥（ムン・ドンファン）先生の『私は教育を、人間をして真の人間になれるよう解放する作業としてとらえる』という言葉の頭に念じつつ、『小さいがゆえに新しきものを創造することができ、弱いがゆえにより一層真実に近づきうるのだということ』を子供達と共に学びとっていく為に、子供たちと共にこれからもまた試行錯誤の闘いの日々を繰り返していくつもりである。この喜びの場を与えて下さった、多くの人々に感謝しつつ。（桜本学園塾教師・学生）

・ 朝鮮語講座開講・

関東民関連の中心的グループのひとつである神奈川朝鮮問題研究会は、川崎の地で地道に民族差別の問題に取り組んでいるが、このほど朝鮮語講座を開講することとなった。

講師 小杉尅次（在日大韓基督教川崎教会牧師）

梶村秀樹（神奈川大学講師）

毎週月曜日 月額千円（6ヶ月分前納）

場所 神C事務所

神奈川県川崎市川崎区池上町5-8

光山荘山田方TEL044-277-3632

・ ウリマルを学ぼう・

ウリマルを学習することによって民族の主体性をより強固に構築しようと、川崎在日同胞の人権を守る会を中心に、韓国語講座が開かれている。

毎週土曜日 午後8時から

場所 在日大韓基督教川崎教会

問合せ先

上記の場所 TEL044-288-2930

あるいは RAIK 03-203-7575

●連載論壇●

在日朝鮮人の解放に向けて (1)

— 大阪での「集会」に参加して —

崔 勝 久

11月の初旬、大阪で開かれた、「民族差別と闘う」集会のため関西に行く機会に恵まれました。ふだんは川崎で、同胞の子供たちや青年、オモニたちの間でいそがしくかけずりまわる生活をしているため、自分たちのやろうとしていることを客観的に、じっくりと省みることがなかなかできないのですが、このときは、「民族差別と闘う」日本人との接触の中から、一体私たちが在日朝鮮人の解放とは何であるのかということを改めて考えさせられました。

「在日朝鮮人問題」というのは、日本人社会の醜さを照らした鏡であるということは私の知る限りでもかなり前から、意識ある、良心的な日本人によって言われていました。しかしそれが単なることばでなく、具体的な取り組みを通して言われるようになってきたのは、この3・4年のことではないかというような気がします。大阪での「民族差別と闘う」集会というのは、日本人自身の問題として「在日朝鮮人問題」と取り組んできた。日本人団体によって主催されたもので、それはまさに彼らの問題意識を反映したものであったと私は思います。

確かに「在日朝鮮人問題」なるものが朝鮮と日本のゆがんだ関係から来る、歴史の産物であるが故に、それが日本人社会の問題であるという認識は正しいのです。しかし私は、日本人の教師が熱心に同胞子弟の教育のことや、進路保障のことに取り組んでいるのを見て、感謝の気持と同時に、危惧の念を抱きます。それはひとつには、「在日朝鮮人問題」が日本人にとっての鏡であるということ以前に、私たち自身の主体の形成、即ち、私たち

自身がどのように生きるのかという問題であるということが忘れられているか、意識的に問題化されていないからであります。

解放教育というのは運動と表裏一体のものでなければなりません。本名を名乗らせる学校の運動(教育)は、同時に、日本人化を直接間接的に強要する社会の変革運動なしには教師側の独りよがりになってしまいます。その意味において、兵庫で取り組まれている進路保障の闘いは、教育実践の内容からしてもまた教師が見体的な子供を通して社会との関りに至るまで、実践で培ってきたものを押しひろげることでできちんとやりきれているということからしても、朝鮮人子弟の多くいる公立学校にとってはひとつの学ぶべきモデルであることには疑問の余地はないでしょう。

しかしながら私は、例えば兵庫の解放教育が何故あそこまでやりきれているのかを考えると、教育理念の問題だけではなく、その背景として、部落差別を許さない運動が全体的に押し進められているからではないかと思わざるをえないのです。

そのような部落解放運動の高まりと深まりの中で、今まで無視され続けてきた在日朝鮮人子弟のことが取り組まれるようになってきた。と私は考えますが、問題はその成果がどこに還元されるのかということなのです。

私が大阪に見た「民族差別と闘う」集会では、どこから考えても、その集会の成果が在日朝鮮人自身の力量、戦う基盤に還元されるのではなく、あくまでも「在日朝鮮人問題」を日本人の問題としてとらえその実践を深めようとする、既に解放運動を進めてきた運動の基盤に吸収されようとしているのです。

差別そのものを克服していくのは、差別されている当事者が力をたくわえ、めざめ、そして闘っていくことによって始めて、その可能性が見えてくるのです。私はこの明白にして単純な真理、永い闘いの歴史の中で部落の人たちがつかみとったそのことが、どうして在日朝鮮人の解放にとっても同じであるということが日本人にわからないのか、理解に苦しみます。

私は、民族差別と闘うのは当事者である在日朝鮮人でなければならず、民族差別をなくす闘いもまた、闘う主体の形成をその目的にすべきであるということが、他の分野に比べれば圧倒的に意識の進んでいる教育界においてすら理解されていない理由として、ふたつのことを考えます。

ひとつは、日本人の「在日朝鮮人問題」の理解の仕方にあります。差別をしているのは日本人社会であり、それを己の問題として取り組むのは当然のことですが、そういうたてまえの背後で、朝鮮人を独自の文化と歴史をもつ民族であるということが頭ではわかっていても横の方に置かれ、自分たちで解決できるものと考えられているとしたら、それは朝鮮人の主体性を無視したものであり、日本人社会の中で根強い、朝鮮は自分たちのものであったし自分たちで動かせるといった日本人の感性を一步も克服しきえていない、と言えるのではないのでしょうか。

しかし本当の問題点は在日朝鮮人自身の中にあります。私たちの力がないところから、本当であれば、連帯だ友好だというような政治的スローガンではなく、差別され、孤立させられ、日本人化させられている私たちの子供をどうするのかという点で、意識ある日本人と対話を重ね、具体的な実践を進めなければならない筈なのです。連帯と友好のスローガンに乗っかかる方も問題は問題ですが、私たちの方が利用主義的な考えを捨て同胞の実態にきちんと目を据えたならば、日本人教師をしてあそこまで力ませる誤まりをさせずにすんでいることでありましよう。そしてもっと実りの多い成果が期待できたに違いありません。

以上のことから、在日朝鮮人の解放とは何なのかということを考えてみたいと思います。

そのことを考えるとつかかりを、私たちは日立闘争に見ます。日立闘争の成果に関しては既に民族団体は沈黙を守り、日本人教師は進路補障という観点から、或いは差別に対して戦い勝ったという点から関心をもっているようです。しかし私たちは、自分の名前さえ知らず生きようとしていた、ある意味で典型的な在日朝鮮人青年であった朴鐘碩が4年間の闘争の後、何故、本国の人たちから彼の生き方こそ「民族全体の貴重な教訓」（東亜日報）とまで言われるようになったのかという点こそ、まさに重要な点であると思います。

私たちは政治的な大状況から在日朝鮮人の解放を語るのではなく、名もなく生きる在日朝鮮人同胞の日常性の中から、民族の生きる道、人間としてのあり方を模索しようとしているのです。朴君は、日本人の協力を得ながらも、同胞との交わりの中で成長したのです。私たちは在日同胞の現実を直視しつつ闘われた日立闘争が本国との連帯を生み、勝利を生み出したということを、在日朝鮮人の「出エジプト」ととらえ、今後の闘いの基点にしようとしているのです。

私は大阪での「民族差別と闘う」集会に参加しながら、なんと私たちの力が弱いのかを痛感しました。そこでは日立闘争の民族的な成果が、同胞の側で全然生かされておらず、そのことが日本人の運動さえをも一方的で弱いものにしてしまっているようでありました。

在日朝鮮人の解放、それは日本人教師や運動家の手によってなされるのではなく、私たちの地道な活動によって勝ちとられるべきものであります。私たちが力をつけ、闘う質と基盤を作りあげていくことが最も必要なことであるということを、私は今度、関西に在る間に改めて、はっきりと悟りました。

在日同胞の悲惨な現実を民族全体の苦難として受けとめ、日本社会よりも、同胞自身に目を向けて、民族の歴史に主体的に参与せんとする仲間作りをすることが、何よりも急務であると思われてしかたがありません。

（RAIK主事）

在日韓国人は 就職できません！

電電公社近畿 就職応募拒否

兵庫民闘連、関西民闘連はこのほど、電電公社近畿通信局が韓国人高校生の受験を、外国人と言う理由で拒否した事を重視し、問題化するとともに、他団体と糾合しあい、電電公社の就職差別を追及する共闘会議を結成するに至った。

現在、関東においても関東民闘連が、労働省、労研の就職差別助長問題に取り組んでいるが、在日韓国人への就職差別は日常茶飯事化しており、差別のかたちはより隠湿な方向へと強化されている。

■人事院規則をタテに受験を拒否

9月19日、大阪府立淀川工業高校電気科三年に在学する。在日韓国人生徒2名が同校の進路指導教師のすすめで、電電公社近畿電気通信局（大阪市東区法円坂町6 田中一郎局長）の技術職員採用試験に応募書類を提出した。しかし、9月25日、電電公社側は、在日韓国人生徒2名は、外国人だから採用できないので応募を辞退してくれと書類を返送してきた。

同校の進路指導の教師は、応募をすすめるにあたって「募集要項に国籍による制限の記載がなかった」ことを確認していたのである。

電電公社が応募書類の受理を拒否した理由については、①国家公務員に準じた職員の扱

いという面から採用は無理、②通信事業は国家機密を扱う。③採用してはならないという条例はないが、内規慣例として採用しない。というものであった。つまり、職員の採用においては、人事院の規則に準じた取り扱いを行っているので、在日韓国人の応募は遠慮してほしいというのである。

その後、学校側は職安、大阪府の労働部を通してさらに明確な理由を問い合せたところ①電々公社としては門戸を開放したいと思っている、近畿電通局としては中央に要請中であるが、中央の態度決定待である。②三公社（国鉄・全てい・電電公社）の採用方針に足並みをそろえたい。というものであった。

このことからわかるように、実際上の問題として、この場合法的にいても外国人を除外する明確な規定は見当たらないわけである。電電公社が在日韓国人からの受験応募を拒否したのは、電電公社の全くの予断に満ちた拒否である。

また、募集要項に国籍制限の記載がなかったことについては、従来から外国人を採用しないという形をとっており、周知のこととして明記しなかったとしている。

なお、これと同様のケースで、大阪市立工芸高校の在日韓国人生徒1人が、同公社から応募を拒否されていることが判明した。

■民闘連、電電公社を追及へ

電電公社近畿はその後、在日韓国人生徒の応募問題をおきざりにしたまま、採用試験を実施し、合格者の内定まで終えた。

兵庫民闘連は、この問題を重視し、さきごろひらいた民闘連のセミナーの席上「今回の電電公社の受験拒否は、いままで潜在していた同公社の差別体質が表面化したものである」として、今後この問題を厳しく追及してゆくことを申しあわせ、民闘連の幹事会で組織的な取り組みをすることが決定された。

日本社会の旧態依然とした差別状況のなかで、電電公社の「外国人への制限は当然」という発想、労研、労働省問題にみられる「外国人の採用拒否は違法ではない」とする民間

企業への示唆は、日本の排外主義的発想をさらに助長し、民族差別を肯定するのみならず在日韓国人の生存権をもおびやかすものである。兵庫、関西の両民間連は、こうした就職差別を断固追及していく強い構えを見せている。

■共闘会議の結成

電電公社の就職差別に対する非難が高まるなかで、10月12日、この問題に対する府立高校教師の懇談会が、大阪の守口市民会館で開かれた。席上、兵庫民間連、関西民間連はこの問題での共闘連帯を強く呼びかけ、生徒の進路保障問題に取り組む現場の教師、市民グループに呼びかけ、共闘会議を結成するに至った。共闘を表明した団体は、14団体にのぼり、関西民間連の事務局でもある在日韓国基督教教会館（KCC）に事務局が設定された。

・共闘会議名称

「電電公社就職差別撤廃共闘会議」

・参加団体（予定）

関西・兵庫民間連・市外協・朝鮮人児童生徒の教育を考える会・KCC・民主懇談会・大学教員懇談会・外国人の人権を守る会・同胞の人権を守る会・差別と闘う文化会議（部落解放同盟大阪府連）・韓国教会青年会・尼工・淀川工。

原稿募集

民間連ニュースの原稿を募集しています。

- ・民間連運動に対する論文
- ・民間連に対する批判
- ・運動体の紹介、宣伝、訴え
- ・民族差別運動論
- ・在日韓国人論
- ・情報交換

送り先

民族差別と闘う連絡協議会

〒160

東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

TEL 03-203-7575

労働省・労研

糾弾交渉経過報告

“実務能力”を試され

うろたえる労働省

— 第4回労働省団交 —

10月17日、4回目の労働省糾弾の団交は、午後3時から労働省会議室で行なわれた。関東民間連からは、李仁夏、佐藤勝巳両代表を含め27名が参加し、兵庫県進路保障協議会から山田氏と他1名が参加した。労働省側からは、労働基準局監督課小野課長補佐、職業安定局業務指導課岡山課長補佐等5名が出席した。

■責任は全て労研にあるのか？

交渉の冒頭に際し、労働省側から秋闘の関係で陳伏が多く、そのために課長は出席できないと釈明し、前回受け取った抗議文は、各局長に配布し、労働大臣秘書官にこれまでの経過と問題点を説明したとの報告がされた。

交渉は労働省の責任を再追及する形ではじめられた。労働省はあくまでも、労政時報問題に関しては、労研のみに責任があり、労働省としての責任は明確に返答せず、あいまいな態度を示すのみであった。相談室欄に名前を掲載してある点についても、これまでの主張をくりかえし、労働省の人間が書いたものではないので問題にならないとしている。名

前を掲載している件に関しては、相談室欄の体裁は間違いではないが、出来るだけ誤解を生まぬ配慮から、名前をはずすように改めさせたとし、労研に協力して回答文を作成するのは、従前通りであると回答した。責任を痛感したので相談室欄の体裁を改めたのではないか、という質問に対しては、「間違いではないが、よりベターな方法として改善させた」と回答した。さらに続く質問と糾弾に対しても、官僚的な答弁が返ってくるのみで、あくまでも責任は労研に全てあり、といった責任回避の姿勢を改めようとはしなかった。

■失笑をかった労働省の答弁

交渉団は角度を変え、労働省の行政指導が労研に対して、どのようになされたのか。また就職差別の実態をどのように認識し、それをふまえたいかなる内容の指導がなされたのかを追及した。

労働省は8月14日、まさになれあいの口頭注意を労研になし、それでこと足りたといわんばかりであった。そこで抗議団は、労働省が労研に対し、正しい回答文を掲載するように指導しないのは何故か、と問い正したところ、「民間連との約束で労研は出せないとしている」と返答し、抗議団の失笑を買った。抗議団は、労研に対し、そのような制約を与えた事は一度もなく、またそのような性質のものでもない、労研が出すと言うのであれば、正しい回答文を掲載するように指導するのが労働省ではないのか、と追及した。

■虚飾に満ちた行政指導

さらに抗議団は追及の手をゆるめず、行政指導の内容を追及した。労研は採用にあたって、身元調査をするのは当然であると言っているが、労働省としての見解はどうかと質問したところ、労働省は、「本人の能力と適性をもとにして、採用選考するようにと指導している。」と一見ソツのないような答が返ってきた。しかし、そうしたソツのない答が、いかに認識の欠如した虚飾に満ちた答であるかが、抗議団の鋭い追及の前にはがされ

ていった。その幾つかをあげてみよう。採用内定後、本籍地を問うのは良いとされている。その形式は、と質問したところ、職安局は、内定後には戸籍謄本をとってもよいと、間違った回答を示し、労基局はほぼ正確な回答をした。さらに、採用にあたって能力と適性をもとにした選考をしなければならない、と言うが、われわれは、本籍地と適性とは密接な関係があると考えているが、労働省としてはどう認識しているのか、という質問には答えることができなかった。さらにまた、適性と能力のみで企業が採用を選考した場合、それでも、部落の子供、在日朝鮮人の子供は排除される、その関係がわかるか回答して欲しいとせまった。これに対しても労働省は答えられなかった。抗議団は業を煮やしながらも、部落の現実、在日朝鮮人の現実、つまり被差別の現実とその変革の過程をふまえた上で、適性と能力による採用選考の問題を、指導しなければならないのではないかと、逆に労働省を指導してやらなければならなかった。しかし、それでも労働省は理解できぬと言った反応しか示し得なかった。

抗議団はこうした労働省を前にして、慨嘆する他はなく、現在の労働省の体質と能力でいかに労研に対して行政指導ができるのか、と問いつめ、労研に対する指導は“しないで欲しい”と、笑うに笑えぬ声が出る一幕もあった。

抗議団は、これまでのような労働省の応待では交渉の進展が望めないとし、課長の出席を再度強く要請した。さらに、交渉の流れを一本化するために、労研と労働省の同席による交渉を提案したが、労働省は拒否した。それでは、民間連と労研の交渉の場に、労働省として出席する用意があるかについても、拒否した。

最後に、労研の理事者構成に対し、労働省の見解を求めたところ、理事会の血族構成を禁止するために、1972年、財団法人の認可基準を改めたが、全ての財団法人の改善はできておらず、残存している法人も多い、と

の回答であった。

こうして、第4回交渉は、労働省が行政対策の無策と無知ぶりをさらけ出し、抗議団の労働省糾弾への意志をさらに強固にさせ、午後5時半、交渉を終えた。

企業利益を

優先させる労研

一第6回労務行政研究所団交一

10月9日、6回目をむかえた労研との団交は、午後6時から労研会議室でもたれた。関東民闘連からは、李仁夏、佐藤勝巳の両代表を含め、12名が出席。労研側は、猪股専務理事、中村編集長、羽田編集次長、三井編集部員の4名が出席した。

問題となった相談室欄の回答文作成者の出席要求をめぐって、何としても出席させまいとする労研と関東民闘連との間に、深い対立が生じ、交渉はこう着状態におちいるかのような様相を呈してきた。

■日立判例の解説者、答弁書を提出

交渉は、前回の論点を確認することからはじまった。

今回出された答弁書は、昨年9月20日発行の労政時報に掲載された、日立判決の解説の末尾に記された「実務上のポイント」に対するものである。答弁書は一応の自己批判文となっていたが、「筆が至らなかった」、「認識の足りなさを自己批判している」としながら「実務上のポイントは、決して差別を促す意図で書いたものではないので、ご指摘は当たらないものと思う」としている。

まったくおかしい答弁書である。認識の欠如した人間に、筆の至るわけがない。民族差別の存在は、まさにこうした思考方式のなかに温存され、拡大再生産されてゆくに他ならない。あらゆる差別は、認識の欠如するなかで培養されてゆくものである。

しかしながら、今回は答弁書が出されたのみで本人が欠席のため、この件に関しての深い追求はせずに終わった。

■形骸化している理事会

労研側は、この問題に対し、10月1日、はじめて理事会を設定したことを明かにした。この理事会の開催を強く要求したのは、関東民闘連側で、猪股専務理事を頂点とした編集部内の責任にとどまらず、労研全体の責任問題としての対応を求めたのであった。

しかし、開かれた理事会は、この問題の一切の処理を猪股専務理事に委ねたことを確認したのみであったという。理事会のなかで、この件について話し合われた時間は30分間が費いやされたのみで、結論は前述の通りであったという。理事会で、いかなる話し合いがなされたか知るよしもないが、理事会としての態度表明、方針、対策は何等示し得ず、「私の発言は、理事会の発言とみなされる」という猪股専務理事の一言で、理事会は形式的なものに過ぎず、形骸化したものであることがうかがわれた。

■最優先する企業利益

労研交渉の最大のポイントになりつつある回答者の出席要求は、またしても、労研側の執拗な抵抗にあい、難行を続けた。

労研側は、回答者を出席させることは、出版契約上できないとし、執筆者との信義にも反すると強く拒んだ。こうした労研の姿勢は民族差別を温存しつつ、表面的な解決を求めるものに他ならない。いいかえるならば、民族差別を撤廃するということよりも、企業の利益を優先させるということなのである。つまり、ここで回答者を出せば、労研に対して寄稿してくれる者がいなくなるということを労研としては、一番恐れているのである。

交渉団は、憤激にかられながらもねばり強く説得を続けた。関東民闘連の両代表の自己体験を語るなかで、回答者の出席の必要性を差別問題の深刻性をくり返し主張した。

労研側の出席者は、苦惱しきった表情を

見せた。しかし、労研側は、回答者の出席に関しては、編集部で再考するというを示すのみであった。

交渉は消耗の度合いを深め、場は重苦しい沈黙が支配した。関東民間連側は、労研のそうした対応に対し、秘かな決意のもとに次回

交渉の日程は、民間連が通告する旨を告げ、これまでの交渉における確認点を整理し、午後9時交渉を終えた。

なお、労政時報相談室の体裁が、9月5日発行の分から改められた。今まで掲載されていた回答者欄は、全部けずられ、回答の末尾にのみ、回答者名が記されることとなった。

〔訂正とおわび〕

民間連ニュース版3。6頁に掲載しました「怒りを愛情に変えて」洪永其牧師投稿の文中に誤りがありましたので訂正いたします。

6頁左列の上より15行目、「法務大臣高杉さん」とあるのは事実の誤りで、高杉氏は法務大臣ではなく、当時の日韓会談における日本側首席代表でありました。さらに、同列上より18行目、「当時の外務大臣椎名さんは、衆院予算委員会で“アジアを守るため朝鮮を合併し、満州を建国したのを日本帝国主義と言うならば、それは光栄ある帝国主義と言わねばならない。”と言い」とありますのは誤りで、当時の椎名法務大臣がその時の衆院予算委員会で上記のような発言をしたものではなく、椎名氏が昭和17、8年頃に著したもののなかに記されていたものです。当時の予算委員会でのやりとりで、野党側の質問のなかで、「椎名法務大臣は自著のなかでそう言っているが今でもそのような考えを持っているのか」とたどしたのが事実です。

さらにまた、同列下から3行目、「上田誠吉さんは“朝鮮人を教育によって民族の力を弱めれば、それが最上の治安対策である。”と主張しました。」とあるのは、全くの事実誤認であります。事実は上田氏が上記のようなことを「政府の考え方である」と主張したものです。

以上3ヶ所にわたり事実誤認がありましたので、訂正するとともに関係者及び読者の方々に深くおわびいたします。

以後、編集部におきましても正確な事実を把握するよう努力するとともに、このような誤認を見過すことのないよう勉強いたします。

〔資料〕

入管行政の一断面

一頭をいためる密入国問題一

竹村 照雄

■法務大臣宛の手紙

「ことばも、字も、わからない国へいってぼくのきょうだいは、学校へ行くこともできないし、ことばも、わからないんです。ぼくの学校でも、外国から、かえってきた、しばたさんも、ことばもつうじないし、字も、ちがうので、ぼくも国へ帰ったら、おなじ思いをしたいと思います。それだから、なんとか日本に、おられるようにしてください。」

これは、小学校三年生になった韓国人K一家の長男の法務大臣あての作文の一部である。K一家は夫婦ともに韓国から我が国に不法入国したのであるが、子供も四人生れ、事業の基礎も固まっている中で一家全員退去を命ぜられたのであった。個人としてみるならば、K一家の今日の経済的基礎を築くまでの奮闘振りは、一つの美談ですらある。Kさんは日本生れであるが、終戦とともに両親に連れられて帰国、長じて結婚したのち、まず妻が日本に不法入国し、次いでKさんが不法入国、夫婦ともに労苦を重ね、今や独立の家屋を所有し、メリヤス加工業を営むまでになった。子供四人のうち二人までは小学校に入っている。

■受け容れられぬ国情

K一家のような例が全く稀であり、しかも我が国が外国人の移民を受け入れる余裕があるならば、おそらくこのような一家について寛大な措置がとられるであろう。

しかし実情は違うのである。ヨーロッパを旅行した者はひとしく体験するところと思うが、あの人口の集中しているところでも、日

本の比ではない。日本の山を全部削り去り、どこまでも関東平野が続くというところに、人口五千万というのがヨーロッパの感じなのである。こういう国土の狭さ（しかも資源がない）と人口の過剰という深刻な問題を抱えている我が国へ流入をはかる傾向は跡を絶たない。韓国、中国（台湾や大陸双方とも）インドなどから、このもっとも自由で安定している日本に何とかして入国しようとする。正式に入国を申請してくるならば、チェックのしようもあるが、長い海岸線を持つ日本にとって不法入国の防止は容易ではない。この不法入国者は韓国から圧倒的に多く、水際検挙を免れて潜在している者の数は五万とも十万ともいわれている。

■民族の誇りを問う

これらの不法入国者は、いつ検挙されるかわからないという不安感の下で、法律の保護を受けることなく生活している。Kさん達の涙ぐましい奮闘の過程も、これを社会現象としてみるならば、重労働低賃金の生活でありこうした集団の存在は、日本社会の賃金水準の向上にマイナスの原因として働くだけでなく、その生活環境は人権問題となり社会問題となる。それだけではない。それぞれの国の人々は、自国でさまざまな条件の下で生活している。韓国でも三千万の人々は頑張っているのである。生活が苦しいというだけで父祖の地を捨て生活を他国に委ねるという姿勢が果してその国の国民として、民族として肯定されるべきものであろうか。私は、そのようなことを続ける民族は民族としての誇りをみずから傷つけるものであり、国内的にみれば民族差別の再生産をしているように思えてならない。

いまK一家を守る会が結成され特別在留の許可を求める署名も多く集められている。さきの作文もこうした支援する人々の前で読まれたと聞いている。民族の誇りの何たるかを理解できない幼い子供を大衆の前に立たせ、民族の誇りを知らない作文を読ませる光景を思うと、私は激しい心の痛みを感じるととも

に憤りすら覚える。支援に加わっている人達の中には、かつての日本の朝鮮半島支配を厳しく糾弾している人々も多いはずである。民族の誇りを無視して犯したかつての日本の罪を深く自覚しようという人々が、民族の誇りを捨てようという人を支援するというのである。深く考えてほしいと思う。

■行政者の苦悩は続く

K一家はいま法務大臣の退去処分につき、その無効確認を求める行政訴訟を提起している。この種の行政訴訟は少なくないが自国の法を破り、日本の法を犯して密入国した者が元のところへ帰るよにという処分が不当であるというのである。他の民事裁判同様この種の訴訟は長期化するのが通例である。外国人は一定の在留資格がなく、従って資格外活動の規制もない。中華料理店の専門的なコックとしての資格で正式に入国を許可された者は、原則として、いつまでもコックたるにとどまるのに対し、不法入国者はいつの間にか事業の経営者になり、しかも訴訟が継続するというだけで保護される結果となる。理解し難い現象というべきではあるまいか。

彼らとても私どもと同じかけがえのない人生を持っている。同情を惜しむものではない。否、彼らのために何とかできないかとすら思う。しかし、不法入国は何としても根絶しなければならぬ。そういう大義が、断乎として放棄することのできない使命として存在する。入管行政に携わる者の絶えることのない苦悩である。

(法務省入国管理局次長)

竹村論文を批判する

金 成 元

大阪の韓さん一家のいわゆる不法入国問題を取りあげ、不法入国や韓さん一家を守る会の主張の不当性(?)を訴えた中央大学学員

時報の竹村論文は、単に韓さん一家やいわゆる不法入国者のみならず、在日韓国人の存在をも根底から覆えすものとして戦慄の念を禁じえない。この論文が単に個人的な見解として書かれたものならまだしも、この論文を書いた竹村照雄は法務省入国管理局次長として入管行政の要職にある人物であり、この主張はそのまま現在の入管行政を現わしている。

■在日朝鮮人迷惑論と大国意識

竹村は、まず韓さん一家の今日の経済的基礎を築くまでの奮闘振りに讃辞を送り、同情を寄せている。しかし、「国土が狭く、人口が過剰であり、その上資源がない」日本の国情では受け容れられないと言う。彼はヒューマニストのようである。しかし、彼の論理を一步進めると、このような国情をもつ日本に在日朝鮮人(法的に在留資格のある者)が、65万人もおり、その上5万~10万の不法入国者がいる。そしてこれらの在日朝鮮人が狭い国土をより狭くし、少い資源をより少なくしているという在日朝鮮人迷惑論が顔を出す。そればかりではない。「明治」以降の日本の侵略思想の中にあった「日本は国土が狭いから、資源がないから、海外に覇を求めなければならない」というのと発想において全く同じであると言わねばならない。韓さんを始めとする韓国からのいわゆる不法入国者は何故日本に来るのだろうか。過去の歴史において、日本は朝鮮を支配し、土地を奪い資源を奪い、ある者は仕方なく、またある者は強制連行によって日本に連れて来られた。こういう人たちの一部とその子供・孫が現在も日本に居住を余儀なくされており、家族が日本と本国にバラバラに住んでいるというケースも少なくない。そして現在、日本の経済侵略によって職を奪われ、生活を奪われた人たちが、仕方なく日本に親戚や友人を頼って密入国してくるのが、その大部分といえるのではないだろうか。竹村は、こういった歴史と現実をすべて捨象し、在日朝鮮人迷惑論を打ち出しているのみならず、今日の経済侵略を肯定さえしているのである。巧妙な論理といわ

ざるをえない。そしてこのヒューマニストは、厚顔無恥にも「このもっとも自由で安定している日本に何とかして入国しようとする」という。日本はアジアで一番自由であり、安定しており、進んでいるから、後進国から日本に密入国しようとする者が多いというのである。この大国意識と在日朝鮮人迷惑論、巧妙な侵略の論理というべきか、それとも旧態依然とした論理というべきか。今や彼のヒューマニストぶった言葉でさえ侵略の論理と結びついており、全てに鼻もならない。

■逆転した民族差別の論理

竹村は言う「韓さん達の涙ぐましい奮闘の過程も、これを社会現象としてみるならば、重労働低賃金の生活であり、こうした集団の存在は、日本社会の賃金水準の向上にマイナスの要因として働くだけでなく、……」「（密入国者集団の存在は）国内的に見れば民族差別の再生産をしているように思えてならない。」と。

民族差別は自然発生的に生れたものではない。それは支配者が意図的に作ったものである。自分たちの都合によって朝鮮を侵略し、強制連行によって無理矢理日本に連れて来ながら、戦後も一貫して在日朝鮮人を差別し、抑圧していったのは支配者であり、その頂点に立つのは他ならぬ入管ではないか。そして今日にあっては社会的に就職差別や教育における差別を行い、法的には強制送還の道を作り出して在日朝鮮人に抑圧と追放の政策をとっているのは一体誰であるのか。

不法入国者が重労働低賃金の生活を強いられているのは確かである。しかし、そのことが日本社会の賃金水準にマイナスをもたらしているのであろうか。日帝時代、支配者たちは「朝鮮人労働者は低賃金で働くので、日本人労働者の賃金水準も低く、失業者も増える」といって、日本人労働者の不満を朝鮮人に向けさせ、差別を助長していった。竹村の発想もこれと全く同じである。そもそも日本の賃金構造はすでにできあがっており、さまざまな差別を利用して低く押えられている。在日

朝鮮人や不法入国者たちは、政治的・社会的に差別され重労働低賃金を強いられているのであり、このことが民族差別の再生産につながっているのである。不法入国者の集団が低賃金重労働を生みだし、民族差別の再生産につながるという竹村の論理は、民族差別の論理を逆転したものであると言わざるをえない。

■民族の誇りとは何か／

それを奪っているのは誰か／

竹村は、不法入国者たちは民族の誇りを捨てた者であるときめつけ、民族の誇りを無視して日本が朝鮮半島を支配したことを厳しく糾弾している人が、民族の誇りを捨てようという人を支援することに対し反省を求めている。

私たちが糾弾しているのは、過去における日本の朝鮮半島支配だけでなく、現在も過去と同じ発想をもって在日朝鮮人を差別し、韓国に経済侵略をしていることである。韓国にあっては経済協力の名の下に、日本企業が韓国人労働者をやっとながらえる分の賃金でこき使い、また、悪名高き公害企業が日本の市民運動によって日本での操業ができなくなるや、それを韓国にもって行きそこで公害をまきちらしている。韓国人を低賃金で買い、祖国の山河を公害で汚し、民族の誇りを奪っているのは一体誰であるのか。そして在日朝鮮人を民族差別に基づく同化と抑圧によって民族の誇りを奪っているのは一体誰であるのか。在日朝鮮人をさまざまな法的地位によって分離し、抑圧している張本人である入管の竹村に民族の誇りを説教する資格があるのだろうか。民族の誇りを奪われた我々在日朝鮮人にとって、我々が当然獲得できるものとしての権利意識にめざめた時、初めて民族の誇りの何たるかを知ることができるのである。韓さんの長男英豪君も裁判長に宛てた嘆願書の中で「ぼくも、韓国人として、いっしょうけんめい、べんきようしながら、がんばっていききたい、と思っています。」と言っているのである。竹村の論理は逆に民族の誇りを奪っているものに他ならない。

今回の竹村論文を読む限り、入管当局の体質は何ら変わっていない。入管当局は、過去何回も廃案に追い込まれた「入管法」をいづれ

国会に上程するであろう。断固粉碎しなければならないと思う。

(RAIK所員、東京・韓さん一家を守る会)

朝鮮人被爆者

孫 振斗さんを大村収容所から出そう — 法務大臣宛の署名を訴える —

Ⅰ 孫さんの二つの要求 — 在留と治療

朝鮮人被爆者・孫振斗さんは1970年12月、日本での在留と原爆症治療を求めて佐賀県に「密入国」してきた。1977年在日朝鮮人二世として大阪で出生。45年8月広島で被爆。

1951年孫さんは韓国へ強制送還された。植民地支配を受けた民族の一人として、朝鮮の言語・文化・習慣を奪われ「皇国臣民」として育てられた結果、日本でしか生活できなくさせられた孫さんが「外国人登録」をしていなかったというだけの理由で、生れてはじめて見る国——韓国へ強制送還されたのである。しかも当時はサンフランシスコ条約締結の前であり、孫さんは日本国籍をもっていたはずである。これらの事実から、孫さんに日本在留の権利はあっても日本政府に孫さんを強制送還する権利がなかった事は明白である。

治療に関して言えば、孫さんは日本の侵略戦争の結果被爆したのであるから、当然政府に治療を要求する権利をもっているはずである。「私は原爆の犠牲者ですし、お母さんは病気で寝ており、妹も原爆症です。現在一家は滅亡の淵にあります。これは誰がしたのですか」(1971年佐賀地裁での陳述)。

しかし日本政府は、1970年三たび日本にやってきた孫さんに対し「密入国者」として懲役10カ月の実刑を科した。(1971年佐賀地裁)。さらに刑期が終ると四たび送

還すべく長崎県の大村収容所に閉じ込めた(1973年8月)。こうして孫さんは来日から5年になろうというのに、常に送還の危機にさらされるばかりで被爆者として必要な定期検診さえも受けていない状態である。

Ⅱ 孫さんの訴えは認められた。しかし……

孫さんは71年10月、専門の治療を受ける手始めとして、福岡県に被爆者健康手帳を申請した。県は9カ月も放置した後却下、72年10月、孫さんは却下処分取消を求めて福岡地裁に提訴した。74年3月、勝訴判決。75年7月、高裁でも勝訴。ところが、県と国は恥知らずにも最高裁上告という手段を用いて判決の引き延ばしを図り、あくまでも孫さんへの治療責任を回避しようとしている。

Ⅲ 大村収容所より — 孫さんの叫び

最近、福岡市民の会のメンバーと弁護士が孫さんと面会した。“以前よりやつれている事が一目でわかった”孫さんは涙ながらに、自分はもうこれ以上収容所での生活を続けることはできない。これまで支援してくれた人達には本当に申し訳ないが、自分が望んだ在留も治療も一向に聞き入れられそうにない。自分の本意ではないが、もう韓国へ帰るしか仕方がない、と語った。——「一・二審で勝ったのだから手帳がもらえると思っていたが県側の上告という事で、見通しの立たない裁

判をじっと待って暮すには、この収容所という所は、とても我慢のできる所ではない。もう収容所生活が二年も経っているし、自分も限界に来ている。体の調子が悪いと言ってもここ（収容所）の医者は悪くないと言う。では悪くないという証明書を書いてくれと言ってもそれは書いてくれない。この中に長くいると段々人間性が悪くなる。」――

Ⅳ署名の訴え ― 特別在留を！

我々大阪市民の会は、孫さんのかってない精神的苦痛・肉体的危機に対し、これまで適切な処置をとれなかった運動体の弱さを反省し、当面、孫さんを大村から出す為の活動を全面的にくりひろげようとしている。いま緊急に必要なことは、孫さんが大村から出るこ

とであり、また適切な医者診断を受け、長期的治療を受けることである。今夏来日した在韓被爆者の一人は、孫振斗裁判が韓国の被爆者から大きな注目と支持を受けている。是非最高裁でも勝って日本政府の戦争責任・治療責任を一層明らかにしてもらいたい、と語った。もしも孫さんが韓国に帰ってしまうようなことになれば、我々に新しい悔悟を残すことになるだけではなく、二万人いると推定されている在韓被爆者全体の期待をも裏切ることになる。私々は、できるだけ多くの人々が孫さんを大村から出す為の署名に協力されるよう訴える。

大阪市淀川区十三元今里3-3-21田中方
＜孫さんに治療を！＞大阪市民の会

〔スライド紹介〕

民族差別との闘い―日立就職差別糾弾―

■日本語版スライド

日立闘争が在日韓国・朝鮮人の解放運動の中で残した教訓は、今後の民族差別闘争への大きな示唆を与えただけでなく、具体的な方向性としての「民闘連」を生み出してきました。

スライドは三年半にわたる“囲む会”の運動を劇的に集約したもので、民闘連の企画・製作（協力―RAIK, AVACO）です。すでに、仙台・兵庫・関東の各地の運動体で上映されています。また、高校・大学の文化祭でも上映されて、感動と運動への意欲をうながすものと好評をはくしています。

所要時間は約25分、音入りの本格派。

■英語版スライド

このほど、日本語版の完成に引き続き英語版も完成しました。囲む会の運動がWOC（世界教会協議会）の援助によって維持され、日立就職差別問題が広く世界に紹介されましたが、さらに広くこの闘争を紹介しようと英語版を製作しました。

在日韓国人の歴史形成と民族差別の現実を欧米人にもわかりやすく編集したものです。また、教会の社会参与と言う観点からも編集されています。

所要時間は約18分、音入りの本格派。

スライドの貸出しを希望するグループは、RAIKまで問い合わせして下さい。

1週間単位の貸出し期限で、週千円の貸出料が必要です。

民族差別と闘う

各地の運動から

東 北

宮城朝鮮研究会の活動

復刊された宮城朝鮮研究会の機関誌「梁山泊」2号から仙台における民族差別との闘いぶりを紹介してみよう。

■育英高校への再度の申し入れ

昨年9月に起きた仙台・育英高校と朝鮮高校生との間で起きたトラブルが、背景に朝鮮人に対する偏見、差別意識が色濃く存在している事実を知った宮朝研は、背景に存在する問題を回避したところでの問題解決はあり得ないとして、育英高校に対して問題提起をして来た。しかし、宮朝研の抗議、問題の指摘に対し育英高校はこの一年間全くのなしのつぶてであった。そこで宮朝研は、育英当局の姿勢を正し、民族差別と闘い、それを克服する教育実践の一助とするために、この問題を継続してゆく事を決意し、再度の申し入れを行ったのである。（詳細は次号に掲載予定）

■崔牧師の訴訟に呼応する

北九州市小倉の在日大韓基督教会崔昌華

（チョエ・チャンホ）牧師が、名前の日本語読みに抗議し、人権侵害だとしてNHKを相手に訴訟を起こしたのは多くの人の知るところである。

仙台においてもこの問題で一年前、宮朝研が、NHK東北本部に対し、在日韓国・朝鮮人の名前の本名読みを要求して会見したことがあった。その時の理由は「同じ漢字文化圏」ということで、人格の象徴という点には何ひとつふれるものではなかった。

宮朝研では再度闘いをおこし、崔牧師の闘いに呼応するかまえている。

■日立闘争のスライド上映会

日立就職差別闘争の全てをスライド化し、民関連製作、RAIK・AUACOの協力で出来あがった事は、読者もすでに承知のことと思う。仙台においても、さまざまな運動体をはじめ大学の寮などでこまめに上映会を開き、スライドの上映を通して朴鐘岬君の問題、申京煥君の問題を訴えた。延べに百数十名の人がスライドを観、活発な討論が展開された。

仙台申京煥君を支える会の活動

7月28日に仙台支える会が発足し、以降活発な活動を続けている。9月22日の第12回公判に仙台より傍聴するとともに、仙台においても「9・21仙台総決起集会を開いている。

発足と同時に「申京煥君を支える会ニュース」をすでに63まで発行している。ニュースのなかで小田鑑定書批判を展開するなどの学習を続けると同時に、街頭情宣、署名活動などを積極的にすすめている。

関 東

警察官が暴行をはたらき 民族差別言辞を弄す

—在日朝鮮人の趙さん訴訟へ—

朝日新聞8月1日付朝刊によると、「警察官が暴行と暴言」と言う見出しではじまり、次のように報道されている。

「交通違反取り締まり中の警察官が、足の不自由な在日朝鮮人をなぐってけがをさせ、民族差別的なことを浴びせた。として、10月31日逗子市の食品卸商が県を相手取り総額65万円の損害賠償を求める訴えを横浜地裁に起こした。県警（神奈川）ではこの訴えの事実は全くない、と否定している。

訴えたのは、逗子市の食品卸業趙兼之さん（32才）。訴えによると、趙さんは5月11日午前11時ごろ、従業員の森山炳植さん（23才）が運転する会社の乗用者に乗り国鉄逗子駅前を走っていたが、駅前横断歩道の手前で一時停止したあと、前のタクシーに続いて走りだしたところ、駅前派出所にいた県警第一交通機動隊、高橋忠男巡査（28才）に呼び止められた。

タクシーはとがめられず自分の車だけ止められたうえ、警察官の態度も威圧的だったため、趙さんが違反理由を問いただしたところ高橋巡査は趙さんを派出所内に連れていき、在日朝鮮人に対する差別的なことをはいたうえ、二回にわたり趙さんの髪の毛をつかみ足払いをかけて倒し腹をけたという。このため趙さんは手や足に三日間のけがをしたという。

このあと趙さんは公務執行妨害、公文書棄棄の現行犯で派出所内で現行犯逮捕され、身柄を逗子署に移された。逮捕理由は、①趙さんが高橋巡査の胸を押した②高橋巡査が歩行者保護義務違反の反則キップを森山さんに手

渡したところ、趙さんがそれを破って捨てたというもの。

趙さんは二日後、拘置請求が却下されたため釈放された。その後先月（9月）12日、県警本部を訪れ、武田俊春交通部長らに抗議するとともに釈明を求めたが、回答がないので訴訟に踏み切ったという。

趙さんは横浜弁護士会に対しても、同会の人権擁護委員会で真相を究明し、県警本部に抗議するよう提訴した。」

■“特高”まがいの弾圧

警察の趙さんに対する暴行と暴言は、戦前の「特高」を思わせるような弾圧であった。例えば、署内で、警察官の暴行の事実を陰蔽するために、趙さんが警官をなぐったことにすれば釈放してやるなどと甘言を弄し、それを拒否した趙さんに対し、「必ずぶちこんでやる」と恫喝した。また派出所では「お前は朝鮮野郎か」「この朝鮮野郎が」と差別言辞を多発している。

その後も警察は趙さんを何回も呼び出し、事件を穏便に済してくれと卑劣な泣き落とし策を構じてきたということである。

この事件は、まず第一に警察官の具体的な行為にはっきりと示されているように、警察官の差別意識に基づく朝鮮人差別であり、法的にも警察の権限を不当に濫用した人権侵害行為である。しかも、障害者である趙さんに加えられた暴行は、警察官の障害者差別として絶対容認されるべきものではない。

■支援グループが発足

訴訟は7月31日に起され、10月29日に第2回公判がもたれた。

警察は「答弁書」で、趙（チヨウ）さんが在日朝鮮人であり身体障害者であることを全く知らなかったし、趙さんが反則切符を破ったり公務を妨害したため自ら傷ついた、としている。この警察の態度にこそ、日本の警察が朝鮮人に対して歴史的に一貫してとってきた差別的態度が集中的に表われている。そしてそれは是正されるどころか今日ますます強

化されているといっても過言ではない。

警察による同じような在日朝鮮人に対する暴行は本年（75年）半年間に関東地方だけでも（朝鮮高校生への暴行を別にして）60件に及ぶと言われる。従って趙さんへの差別事件は氷山の一角であり、多くは隠蔽され、泣き寝入りを強いられているのが現状である。

こうした警察の暴行と民族差別に対して、神奈川の、労働者、学生、キリスト者などの文化人グループが集り、支援運動を構成した。12月14日には、「趙さんへの差別事件を考える会」の発足集会が準備されている。

事務所は下記に設定されている。

横須賀市船越町7-60 船越教会内

「趙さんへの差別事件を考える会」

TEL 0468-61-6861

なお入会趣意書が発行されているので必要な方は上記へ。

■第三回公判に傍聴を！

12月10日（水）午前10時

横浜地方裁判所

中 部

朴君を囲む会

名古屋連絡会の活動

■私立高校入学差別問題

9月13日にもたれた愛知高校との話し合いに引き続き、10月2日、名商大附属高校との話し合いがもたれた。

学校側は国籍条項撤廃の件に関し、学校としての態度は今だ未決定だとの回答であった。しかも、理事会、職員会でも正式に議題として取り上げられたことは全くなかったことが明らかにされ、その怠慢ぶりが糾弾された。

校長の個人的見解として「前向きに考えていきたい。早急にはむりである。しかし、自分の在任中には解決する。5年も6年も先とはいわない。段階的に解決を計る。遠くない

うちにテストケースとしても受け入れたい」としている。

さらに、国籍条項を撤廃することはたやすい、しかし、撤廃するからにはそれに責任をもてるようにしたいとしている。がその実のところは、迷惑論を展開しているに過ぎず、まさに欺満的な回答ぶりであった。つまり、トラブルが起った場合の教師の対応が整っていない、過去のトラブルが再現されるところまゝ、あるいは、問題を起した生徒を処分した場合、生徒や父兄をとびこえて背後の政治団体が学校に圧力をかけたりして学校が困った。そのようなことがまた起ると困る。（ただし他校の例であるとしていいのがれる）と言うものなのである。

囲む会側は、用意したビラを職員全員に手渡すよう校長に依頼して交渉を終えた。

■愛知県大差別問題

県大の入学差別問題は、大学側が学則21条を改正し、民族学校出身者に対しての受験を認めることによって問題は解決したという対応をしている。

しかし、朴君を囲む会、市民の会、学則58条を生かす会（愛知県大の学生で組織）等で組織された「愛知県立大学の民族差別をやめさせる県民連絡会議」は、大学側は問題のすりかえを計り、民族差別を一層固定化するような問題解決をしたにすぎないとして、さらに抗議を継続している。

評議会の決定は欺満的な解決であると抗議した県民会議に対して、大学側の評議会は今の回答を示してきていない。

県大評議会が公表した文章は、A子さんに対する責任問題については一切ふれておらず「外国人学校の修了者、特に在日朝鮮人の場合及び海外の日本人子弟に対するわが国の受け入れ態勢は不備であり、勉学意欲と能力を充分にもち、しかも日本社会で生活しようとする人たちは、十分な機会をもちえないのが現状である」としている。自ら受け入れない決定をしておきながら、一大学の限界をこえるとして責任を回避する弁明をなしている。

空々しいまでの破れん恥なことばである。

なお県民会議は、今までの問題を整理したパンフ「愛知県大の暴挙をゆるすな／県民の皆さんに訴えます」を大量に刷り、配布するなどして運動を継続している。

■ 日 立 交 渉

全国でただ一つ残存している日立交渉の窓口である名古屋営業所との交渉（第三回）を早急に設定すべく浅見総務課長に連絡したところ、年末ボーナス闘争などのため時間の都合がつかないという回答であった。

日立側は、この問題は交渉によって解決できるものではない、会社側としても努力をしているので長い目で見えて欲しいと弁明した。

結局、日立側は日程の打ち合せには応じなかったが、引き続き要求して行くかまえを囲む会側はとっている。

関 西

ヤマ場を向えた 「韓さん一家」支援運動

■ 第1回公判・大法廷うめつくす

韓さん一家の「退去強制処分」無効確認訴訟第1回公判は、11月4日11時から大阪地裁で開かれた。朝10時には「大阪韓さん一家を守る会」を中心に、西成・神戸・姫路西宮・京都・東京の各「守る会」のメンバーら約150名の結集で、前段集会がもたれた。その中で、韓さんは、「特別在留許可」を勝ち取るまで闘い抜くことを決意表明し、われんばかりの拍手でそれを確認し、法廷に入っていた。

公判は、まず伊勢谷弁護士によって、訴状が読みあげられた。つづいて韓さん自身より「入国がまったく自分の責任によるものではないにもかかわらず、入管当局の追放政策＝

強制送還によって、必死になって築いて来た一家の生活基盤が破壊され、子供の教育権が奪われ、どうしようもなくなる」という切実な訴えがあった。そして、長男の英豪（ヨンホ）君が「裁判長さま、ぼくも韓国人として一生けん命勉強したいと思います」という作文を朗読し、傍聴席から大きな拍手が、まき起った。つづいて中村弁護士によって、力強い意見陳述がおこなわれ、その中で、日本帝国主義の朝鮮侵略の歴史を踏まえ、在日朝鮮人の法的地位を審理せねばならないということ。今日の社会で、在日朝鮮人の人権を守る最後のとりでであること、そして裁判所は、今、韓さん一家の生存権を守らねばならないという点を中心に訴えた。

一方、入管側は、答弁書の中で、「この訴えを棄却すべきだ」と述べている。

なお、次回公判は来年3月17日におこなわれることになった。

■ 11・15仮放免獲得を

11月4日、第1回公判は、「韓さん一家を守る会」の量的・質的拡大によって成功裡に終えていった。しかし、入管当局が報復措置として、韓さん一家を強制収容する可能性が出てきている。もし韓さん一家が強制収容されるなら、韓さん一家や「守る会」のメンバーの今までの努力が水泡に帰すばかりでなく、韓さんが大村収容所から公判に通わねばならなくなる。また、それ以上に「守る会」のメンバーの知らない間に送還船に乗せられる危険性すら出て来る。「韓さん一家を守る会」では11月15日午前9時30分より大阪城公園で集会を持って、仮放免を何としても勝ち取らねばならないと訴えている。

■ 10万人署名と竹村論文批判を

初公判を終えてヤマ場を向えた韓さん一家支援運動は、裁判闘争を具体的に支えていくものとして当初目標をたてた10万人署名を一日も早く達成しようとしている。現在約6万人強の署名が集っており、残り4万名の署名を集めるため各団体の協力を要望している。

また、中央大学学員時報に掲載された入管次長竹村論文は、いわゆる不法入国者に対する入管の姿勢がよく表われており、これを論駁していく事が、韓さん一家に特在を勝ち取ることになるので、各地方の「守る会」で、竹村論文の学習会を持っている。竹村論文はその文章の裏に隠された背景を反駁していくことも民族差別と闘っている我々にとって非常に大切なことであるが、論文に表わされた字面を一つ一つ反駁していくことが、韓さん一家を始め、いわゆる不法入国者に特在を勝ち取る重要なポイントである。また、竹村論文を学習することによって、何故不法入国者といわれる人を支援しなければならないかを在日朝鮮人の歴史と現実を知るなかで理論を構築していかなければならない。

兵庫民闘連の活動

■尼崎市差別行政撤廃闘争

兵庫民闘連では差別行政闘争における「児童手当」等の具体的要求に根ざした闘いを勝利したが、この闘いを第一期の闘いとして位置づけ、一応第一期の行政闘争に終止符を打ち、第二期の闘いへと駒を進めている。

第二期の闘いとして、全国で展開されていた行政闘争が一体どのように総括されて、今日に至っているかを位置づけるとともに、行政との具体的な闘いを通じて地区でのとりくみを推進すべく、「児童手当完全獲得！」と銘うって、2地区において行政を参加させての説明会を、住民とともに実施した。

そして、同時に今後の行政に対して民族差別を撤廃する為の総合的な政策の確立を要求し、市の基本姿勢を出させるべく交渉を継続している。

■民族問題セミナーを設置する

兵庫民闘連はさる10月27日、午後6時から尼崎市の労働福祉会館で学習会を開いた。

これは、ともすれば個々の運動のなかに埋没して、その方向性を見失いかちな民闘連の

各メンバーが、自ら反省と学習の場を設けて理論的な裏付けをしようというもので、今後、月一回この会合を定例化し、将来は民族問題のセミナーとして定着させようとするものである。

当日の学習会では、参加者から「個々に派生する民族差別の問題にひとつずつ取り組んでいっても、政治は全く別のところで働いて何もならないのではないか」との現状の運動に対する疑問が出され、それに対して①普遍的な運動として、民闘連の活動をどのように位置づけるか。②政治的な課題をどのように果たしていくか。などについて活発な討論が行なわれた。

第二回は11月24日、「就職差別」を主題にして行なわれる。

なお、兵庫民闘連は、10月11日、12日の両日、宝塚・中山寺総持院において、①行政の基本方針と今後の闘い方、②韓国人・朝鮮人と日本人との共闘について、のテーマで合宿をひらいた。

■申京煥闘争へのとりくみ

組織をあげて申京煥問題にとりくむことを決定し、現在、申京煥を支える会宝塚事務局と連携のもとに、隔週ごとに駅前情宣を実施している。

一方、民闘連内部での申京煥問題に関する学習会を設定して行くとともに、将来的には民闘連入管専門部会をも設定すべく準備中である。

【資料1】

尼崎市長
篠田隆義 殿

1975・10・17

民族差別と闘う兵庫連絡協議会
代表 洪 永 其

局長以上の出席による交渉要請について

わたくしたち民族差別と闘う兵庫連絡協議

会は、在日韓国人・朝鮮人の民族差別撤廃運動をすすめており、その一環として貴市当局に対して差別的施策の撤廃を要求して再三交渉を重ねてまいり、公営住宅入居権、児童手当支給についての改善など一定の成果をみることができました。

しかしながら、去る6月13日交渉の席上民族差別についての貴市当局の姿勢が不明確であって答られなかったので、次回には助役局長の出席を要請し6月中に交渉継続する旨確認しました。

その後再三の要請にもかかわらず理由なく延期され、今日に至っております。市当局は9月は市議会があるので、その後には再開できるとの話であったものがこれまた延期されており、わたくしたちは全く憤慨に堪えません。

下記のようにあらためて要請します。

記

1. 在日韓国人・朝鮮人に対する行政の基本姿勢を明らかにされたい。
2. 交渉については局長以上が出席されたい。
3. 10月中に交渉の場を設定されたい。

なお上記回答を10月22日までとし、誠

意ある回答なき場合は、わたくしたちは重大なる決意をもって対処することを申しそえておきます。

【資料2】

民族差別と闘う兵庫連絡協議会代表

洪 永 其 殿

尼崎市長 篠田 隆義

局長以上の出席による交渉要請 回答

昭和50年10月17日付文書による申し入れについて、次のとおり回答します。

市の基本姿勢については、昨年10月以降申しあげてきたとおりです。

なお今後とも地方公共団体として市内に居住する在日韓国人・朝鮮人に対する行政については意を用い、具体的な問題については、慎重に検討し対応していきたいと考えております。

したがって交渉要請については、以上によりその必要はないものと考えておりますのでその旨申し添えておきます。

編 集 後 記

・徹夜明けの煙草はいがらぼく、うまさ半減するかのようであるが、仕事を終えた安堵感が無限にひろがるようである。どうも、このニュースの編集後記は、毎度ナキが多いようで、筆力にもふりがちである。

・民族差別の情報が埋れているとしまいに恐怖が先に立ってくる。まさに地を這う民族差別に抗する力をいかに持続するか、力量をいかにたくわえるか、理論構築をいかに強化するか、われわれのやらなければならないことが山積している。

・民族差別はある意味で世論（意識）との闘いでもある。崔牧師の訴訟がそのことをよく示している。

・在日韓国人に対する日本政府の抑圧行政は法務省が外国人としての管理体制を強化し、労働省、文部省がその一方で同化体制をしいている。このような行政の管理抑圧の構造に抗しうるのは、われわれの民族運動としての流れを拡大する他はない。

(B・J)

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- ・在日韓国人の闘争——民族の苦難をのりこえて——(№ 1) 200円
- ・韓国キリスト者の叫び(№ 2) 200円
- ・京都韓国学園問題(№ 3) 100円
- ・申京煥氏強制退去問題(№ 4) 100円
- ・児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動(№ 5) 100円
- ・全国版—在日韓国人の闘争—児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動の記録
(№ 6) 200円
- ・㊟資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- ・民闘連ニュース 1号～6号 (民闘連刊) 各100円
- ・THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 600円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- ・在日朝鮮人の就職差別について——朴鐘碩君の裁判を手がかりに——
朴君を囲む会刊 50円
- ・原告(朴鐘碩)および被告(株式会社日立製作所)の主張(資料集 № 1)
朴君を囲む会刊 300円
- ・証言集1——佐藤——(朴君を囲む会資料集 № 3) 朴君を囲む会刊 200円
- ・証言集3——梶村——(“ “ № 4) “ 150円
- ・証言集4——李——(“ “ № 5) “ 150円
- ・朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 “ 400円
- ・就職差別裁判・判決全文 “ 100円
- ・民族差別——日立就職差別糾弾—— 朴君を囲む会編 亜紀書房 1,000円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 発 行 資 料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊 100円
- ・コグ(コゲ)第1集～第3集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- ・燈台 第29号・30号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- ・地域運動の手引き “ “ 500円
- ・日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- ・日本人にとって何が問われているか——在日朝鮮人の歴史と位相——
阪神地区同和教育協議会・兵庫県高校進路指導研究会阪神支部共編 200円
- ・韓国通信 合併第2号 韓国問題キリスト者緊急会議刊 100円
- ・韓国自由言論実践白書 アジア政治犯情報センター他刊 200円

・韓国における人権問題を考えるオーグル牧師を迎えて——記録と総括——

オーグル牧師を迎える実行委員会刊	200円
・アジアの人権 創刊号 アジア人権センター刊	500円
・ " 2号 "	400円
・韓国民衆の声 アジア政治犯情報センター刊	100円
・韓国における労働者階級の状態, 日本と朝鮮の労働者交流連帯連絡会議	200円
・金芝河・良心宣言 金芝河らを助ける会刊	300円
・在日朝鮮人渡航史	300円
・申京煥君の強制送還を許すな! 申君を支える会刊	300円
・入管と緑を切りたい! 金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	200円
・民族運動としての地域活動をめざして 川崎在日同胞の人権を守る会刊	200円
・行政差別撤廃運動——尼崎市闘争記録集—— 民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・京都韓国学園建設促進に向けて 京都韓国学園建設促進連絡協議会刊	200円
・きつっきの群れ——京都韓国学園建設問題に関する資料集—— 京都在日外国人の民族教育を守る会	500円
・京都韓国学園問題資料1 京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・韓国における不実企業の実態 日韓連帯連絡会議	1,000円
・日本における朝鮮少数民族 エドワード・W・ワグナー著 湖北社刊	850円
・在日朝鮮人団体重要資料集 "	3,200円
・国籍と人権 崔昌華著 酒井書店	2,500円
・속담 (朝鮮のことわざ) 梁泰昊著	300円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもたちが学ぶことになったのか ——民族学校閉鎖と再建への動きの歴史—— (資料集 Ⅱ4)	200円
・なぜ「本名を呼び、名のる」とりくみをやらなければならないか (資料集 Ⅱ5)	300円
・今日の朝鮮民族差別——深江小学校吉田校長の差別思想を斬る—— (資料集 Ⅱ6)	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺 (" Ⅱ7)	400円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮 (" Ⅱ8)	200円
・在日朝鮮人の法的地位 ——「韓さん一家」の問題を考えるにあたって—— (資料集 Ⅱ9)	200円

発行日	1975年11月15日	No.6号	頒価 100円
発行人	李 仁 夏		
発行所	在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内 民族差別と闘う連絡協議会		
	〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL 03-203-7575		
民闘連	郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268		
